



基本構想

SAKURA CITY

1 まちづくりの体系・全体像

さくら市のまちづくりを進める基本的な考え方を示す「まちづくりの基本理念」に基づき、さくら市のまちづくりの理想である「将来都市像」の実現をめざします。

まちづくりの基本理念

持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり
—さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり—

将来都市像

安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち
—健康・里山・桜の小都市—

まちづくりの方向性



基本計画
(施策別計画)

2 まちづくりの基本理念・将来都市像

(1) まちづくりの基本理念

<持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり>

－さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり－

さくら市は、清らかな河川と緑豊かな田園・丘陵地が広がり、古墳、城跡、神社仏閣等を始めとした、先祖から受け継がれてきた歴史や文化が継承されるとともに、喜連川温泉等の観光資源にも恵まれています。

これらの自然、文化等を守り、未来に引き継いで行くためには、自らの責任で自らのまちをつくるという自立意識を常に市民と行政が共有し、広い視野でまちづくりを進めていく必要があります。

さくら市においても人口減少社会を迎えることとなりますが、人口減少による影響を抑制し、新しい社会体制に対応していくためには、効果的・効率的な行政経営により財政基盤を安定させつつ、産業の活性化、仕事の創出等に力を注ぎ、定住・交流・関係人口の増加につながる魅力あるまちづくりの推進が必要です。そして、市民の結婚・出産の希望を叶えられるよう、子育て・教育への支援を充実させるとともに、誰もが安心して地域で暮らせるような仕組みづくりに取り組むことで、持続性のあるまちづくりを進めていくことが重要と考えます。

そのため、さくら市は、まちづくりの基本理念を「持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり－さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり－」として定め、あらゆる施策に反映させていきます。

(2) 将来都市像

<安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち>

－健康・里山・桜の小都市－

少子高齢化、情報化、地球温暖化、グローバル化等、暮らしの環境が大きく変化する中、時代・環境に合わせた施策の拡充・見直しを常に行い、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

氏家町・喜連川町の2町合併により、さくら市が誕生して15年が経過しました。これからも、さくら市としての一体感を更に醸成させるため、地域同士の交流はもちろん、市外との人・経済の交流を活発化させることにより新たな魅力を創造し、地域資源・都市機能の総合力を向上させるべく、地域・ひと・ものの結びつきを強めるまちづくりをめざします。

さくら市は、これらのまちづくりのあり方を、将来都市像として「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち－健康・里山・桜の小都市－」と定めます。

3 まちづくりの方向性

まちづくりの理念・将来都市像を実現するため、次の項目をまちづくりの基本的な方向として定めます。

(1) 自立した行財政の確立

まちづくりを進めるためには、さくら市が、持続性のある自立した行財政運営が可能な自治体であることが大前提になります。

国における財政再建・地方分権の進展に伴い、市町村財政が年々厳しくなる中で、計画的で持続性のある財政運営のため、行財政改革、より効率的で効果的な施策の展開、適正な受益者負担、自主財源確保、市民との協働等を進めます。

(2) まちづくりの基本は人づくり

心身が健全で、思いやりと生きがいを持った人づくりを進めます。

特に、次代を担う子ども達がたくましくのびのびと育つよう、家庭・地域の連携を深めるとともに、生涯に渡って学ぶ意欲を養い、生きる力・確かな学力を培う学校教育の充実等、教育の充実による人づくりを進めます。

(3) 生き生きと生活を楽しむまちづくり

多様化する個人の価値観・ライフスタイルに合わせ、それぞれが生きがいを持ち、人生・生活を楽しむことができるよう、ゆとりあるまちづくりのための仕組みを整えていきます。地域の歴史・風土・文化を自らの個性・特徴として再認識し、次世代に向けた文化を築くとともに、高齢化が進行する社会を明るく健康的で生き生きとしたものにするため、生きがいづくり、生涯学習、健康づくり等に取り組むとともに、いざというときには安心して適切な医療サービスが受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、性別・年齢・国籍にかかわらず、個人の感性・価値観に基づいたライフスタイルを選択し、能力を活かすことができるようなまちづくりを進めます。

(4) 活力と魅力にあふれるまちづくり

さくら市を明るく豊かなまちとして発展させていくためには、産業の活性化、氏家駅周辺等の中心市街地の活性化、観光、文化等での交流人口・関係人口の増加が不可欠です。

そのため、市民による連携を深めながら、効果的な魅力づくりを行います。また、喜連川温泉を中心に豊かな自然環境・歴史・文化といった地域資源を活かしてにぎわいのあるまちづくりを進めるほか、農業がより活性化するような取組及び地域の中小企業等が新たな分野・技術に挑戦できるような環境づくりを進めていきます。

(5) 環境にやさしいまちづくり

地球温暖化をはじめとした環境問題は、大規模な自然災害、ヒートアイランド現象等により、直接、私達の生活に影響を及ぼします。そのため、自然環境の保全に改めて強い意識をもって努力するとともに、自然環境への負担をなるべく少なくするような生活を実践していかなければなりません。

更に、現在の産業構造を可能な限り循環型に転換することにより、リサイクル社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

(6) 人口減少社会への対応・取組の推進

平成20年以降、日本は人口減少社会に転換しているといわれています。人口減少は、国力の低下につながるため、国は、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を定め「2060年人口1億人」の政策目標を掲げました。

さくら市は、市の発足以来、人口が増加傾向にありましたが、今後はゆるやかに減少していくことが予想され、それに伴い、税収の減少、地域経済の停滞、高齢者医療費の増加等、様々な影響が懸念されています。

その対策として、雇用の質・安定性を維持し、それにより「しごと」が「ひと」を呼び、更には「ひと」が「しごと」を呼びこみ「まち」に活力を与えるような「まち・ひと・しごと」の好循環の確立を図ります。また、一定数の人口減少は避けられないという現実を踏まえ、新たな人口規模を見据えた事業展開、公共施設再編等の取組について、住民との共通認識を形成しながら推進していく必要があります。

4 計画推進の基本姿勢

この基本構想は、将来都市像の実現を図るための市政運営の根幹となる指針であり、市民・行政が一体となって目指すべき努力目標となるものです。

したがって、この構想の推進にあたっては、市民・企業・行政の役割分担を明確にした上で、国、県、近隣市町、広域地域等と連携しながら、効率的な行財政運営を基本として、着実かつ適切に諸施策を進めていきます。

(1) 市民主体・市民との協働の推進

地方分権により、国・都道府県・市町村は、対等な関係で施策の展開を進める事となり、各自治体が自己決定・自己責任により施策を執行する事となります。

自己決定・自己責任で施策を選択するためには、従来にも増して市民の視点に立ち、より必要性が高く効果的な施策を市民との協働により進める「市民が主役のまちづくり」が大切です。

「自ら考え、自ら行動する」という主体的な責任を持って社会に参加する人づくりを進めるとともに、市民・NPOの活動を促進し、市民・企業・行政がそれぞれ対等の立場で協力し合う、協働を基本とした自立・連携のまちづくりを推進します。

今後、更に厳しくなる行財政運営と多様化する市民ニーズに対応するためには、市民・行政が良好な信頼関係を保ちつつ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要であるため、まちづくりに取り組む地域コミュニティ、市民団体、NPO等について、その主体的な活動を支援します。

(2) 地域ネットワークを核としたまちづくり

地域コミュニティ等の地域力の低下が懸念される中で、1人暮らしの高齢者・高齢者世帯の支援・見守り、児童・生徒の登下校の安全性の確保といった少子高齢化社会への対応、非行防止等の青少年の健全育成等のためには、身近な人達との温かい交流により、相互に支え合いながら安心して暮らせる地域ネットワーク・地域コミュニティを育むことが重要です。

今後は、まちづくりの様々な課題に対して、市民個人での対応ではなく、地域の一員として、身近な生活環境の中で取り組み、解決していくことが望まれます。

(3) 開かれた市政の推進

社会・経済のグローバル化が進む中、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応していくためには、市民・企業・行政がそれぞれの役割・責任を分担し、ともに取り組んでいくことが必要です。また、こうしたパートナーシップによるまちづくりを進める上では、互いを理解することが何よりも重要です。

そのため、市民の視点に立った行政サービスの提供を基本としながらも、行政の考え方・取組について迅速・正確に市民に伝えるとともに、市民意識・市民ニーズの的確な把握に努め、開かれた市政を推進します。

(4) 環境変化を踏まえた財政運営の実施

財政運営については、長期的展望の基に自立した持続性のあるものとすべく、効率的かつ弾力的な運営に努めるとともに、より充実した行政サービスが提供できるよう、計画的な事業の執行、安定した財源の確保等を図ります。

また、道路、上下水道、公共施設等の多くのインフラが更新時期を迎え、財政負担の増加が予測されるため、施設の長寿命化、再編等による財政負担の低減・平準化への取組を推進していきます。

(5) 行政経営力の強化

少子高齢化・人口減少・価値観の多様化・限られた財源という社会情勢においてまちづくりを展開していくためには、組織マネジメント力及び職員の政策形成能力・課題解決能力の強化が不可欠です。

組織マネジメント力を強化するためには、まちづくりを進める上で組織として責任を持つことが重要です。そのために、成果を意識した施策の目標設定・目標を達成するための事業の計画策定・事業の実施、評価、改善等を連続的に実施する行政評価制度（PDCAサイクル）の構築・運用を推進します。

また、職員の政策形成能力・課題解決能力の強化のためには、人材育成が重要となるため、人事評価、OJT^{*}等の取組を行います。

^{*} On the Job Trainingの略。職員教育の手法のひとつで、実際に業務を経験させながら教育を行うこと。

5 将来の人口展望

国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されています。発足以降、人口増加基調にあったさくら市も例外ではなく、人口減少局面に進むと見込まれています。

さくら市では、人口減少への対策、今後のまちづくり等について活用するため、人口の将来展望を設定します。

令和 22 年 41,913 人 (国 (社人研) 推計値より + 378 人)
令和 42 年 38,013 人 (国 (社人研) 推計値より + 2,080 人)

<人口の将来展望の実現のための仮定値>

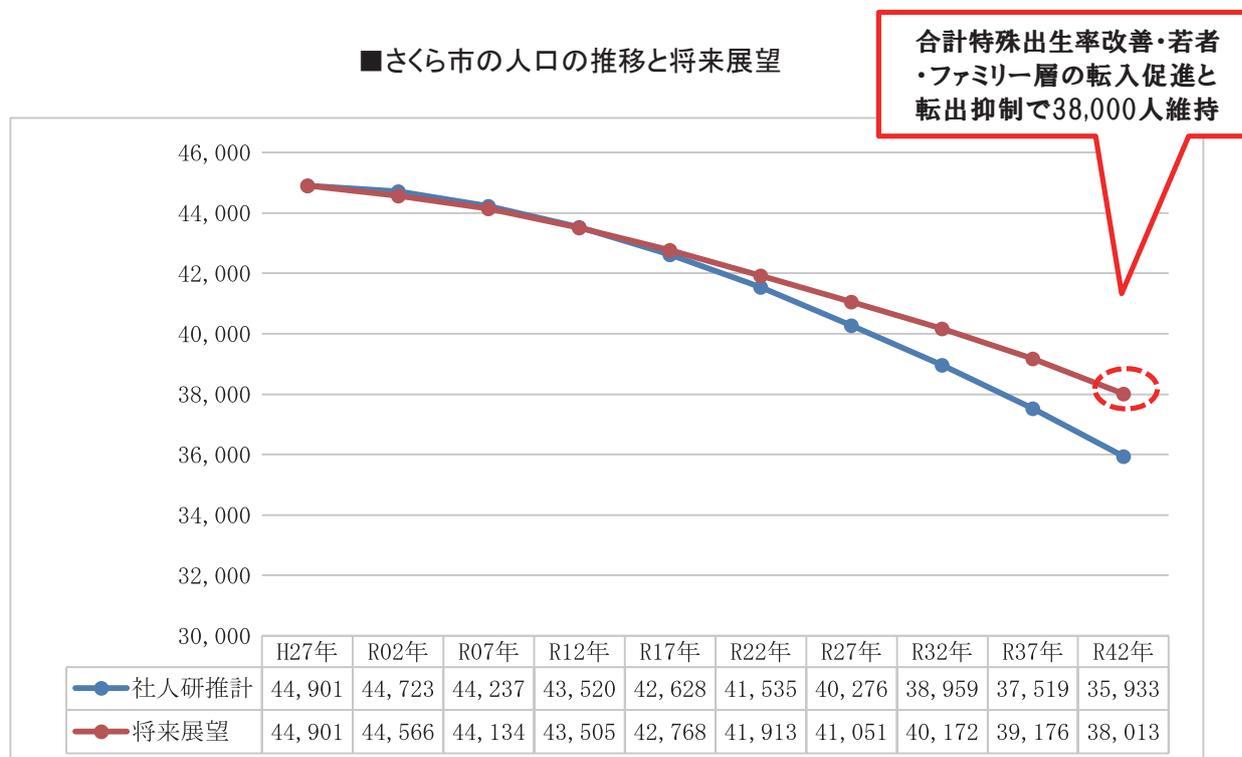
◆合計特殊出生率※

平成 27 年 (実績)	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年以降
1.59	1.70	1.78	1.85	1.93	2.00

※ 1人の女性が15歳～49歳に出産する子の数の平均。全国的に用いられる指標。

◆移動率 (転出入)

若者・ファミリー層である 20 代前半から 30 代中盤までの転入を 15%促進
 転出を 15%抑制



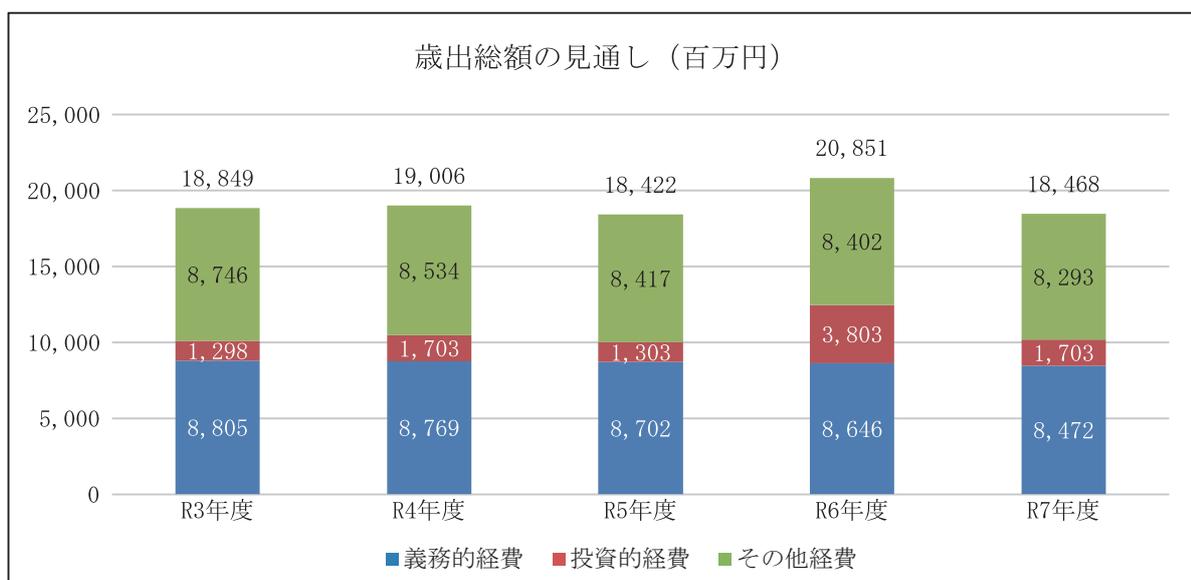
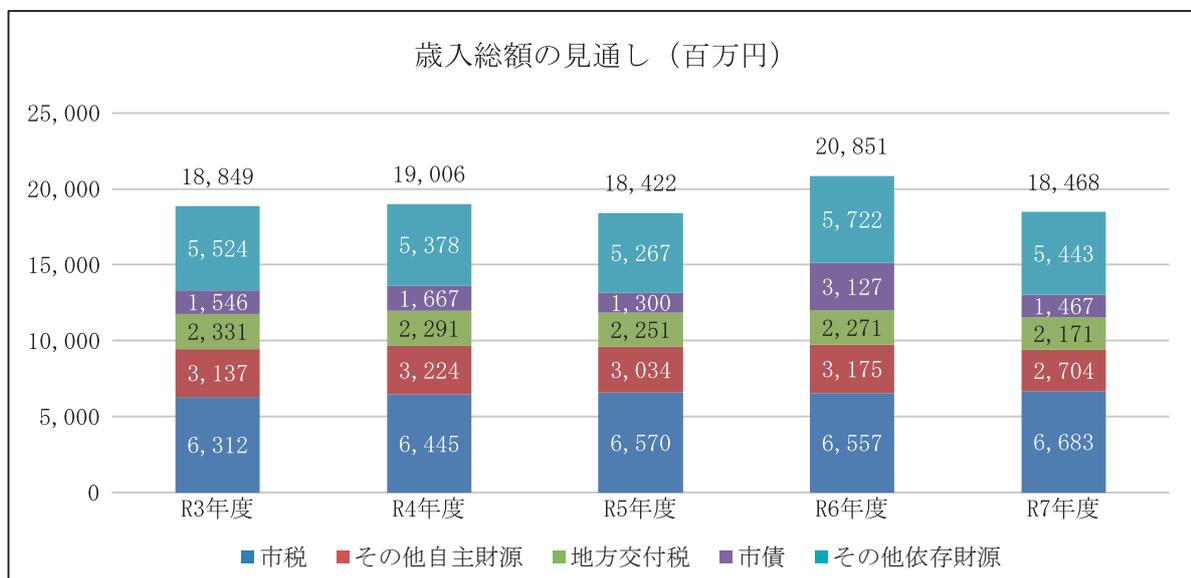
※このグラフにおける「社人研推計」は、国立社会保障人口問題研究所が示した人口推計の考え方に基づいて推計を行ったもので、小数点以下の処理の関係で実際の国立社会保障人口問題研究所の推計値とは異なります。

6 財政の見通し

今後5年間の財政見通しを、令和3年度当初予算額をベースに現行制度が続くという前提で作成しました。作成にあたっては、健全な財政運営を維持することを基本とし、市債残高の増大を抑えるとともに、事務事業の合理化・効率化による経費削減を行うことを加味します。

さくら市の普通会計の歳出は、近年は約190億円で推移してきました。今後の歳入歳出は、令和6年度に小学校の長寿命化、給食センター建設等の大型事業が重なるため208億円超となるものの、他の年度は180億円から190億円程度で推移する見込みです。

これまでは、市町村合併の特例措置により有利な条件で財政を運営してきたさくら市ですが、令和2年度にその優遇措置も終了し、少子高齢化の進展による影響も想定されるため、厳しい財政状況になることが見込まれています。



7 土地利用の方向性

土地とは、市民生活・産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

そこで、市域を「都市的利用地域」「農業的利用地域」「自然地域」の3地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

(1) 都市的利用地域

① 商業等集積地域

商業系とその周辺の住居系用途地域からなる中心市街地部については、住民の利便性に寄与する店舗、事業所等の各種サービス施設の集積を誘導し、将来に渡り、市の発展を支える中核的な役割を果たす区域として位置づけます。

② 住宅地域

既に住宅が集積している区域及び今後宅地化が想定される区域を住宅地域として位置づけ、生活環境の維持・向上を図るとともに周辺の環境と調和した良好な住環境の形成を目指します。

③ 工業地域

既存の工業団地については、工業地域として他の土地利用への干渉・影響を抑制し、工業生産活動の拠点として、産業構造の変化に対応することが可能な生産基盤の整備・確保に努めます。

(2) 農業的利用地域

東京圏への生鮮食料供給基地として、農業生産基盤の維持・整備に努め、優良農地の保全を図ります。

(3) 自然地域

林業生産の場のみならず保養・レクリエーションの場等、多様な利用を促進するとともに、恵まれた自然環境の保全に努めます。